

総務建設経済常任委員会会議記録

1. 期 日 令和4年6月6日(月) 開会 9時30分
閉会 15時34分
2. 場 所 議場
3. 付議事件
- ①国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書の提出を求める陳情
(令和4年陳情第5号)
 - ②二宮753番地の携帯電話中継基地局に関する陳情書
(令和4年陳情第6号)
 - ③女性トイレの維持及びその安心安全の確保についての陳情
(令和4年陳情第4号)
 - ④二宮町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
(町長提出議案第25号)
 - ⑤二宮町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
(町長提出議案第26号)
 - ⑥第6次二宮町総合計画基本構想の策定について
(町長提出議案第27号)
4. 出席者 大沼委員長、坂本副委員長、二宮委員、松崎委員、野地委員、杉崎委員、渡辺委員、善波議長
- 執行者側
- ①総務部長、総務課長、庶務人事班長
 - ②都市部長、生活環境課長、生活環境班長、都市整備課長、計画指導班長
 - ③政策部長、地域政策課長、地域支援班長、財務課長、財産管理班長
 - ④・⑤町長、副町長、総務部長、総務課長、庶務人事班長
 - ⑥町長、副町長、政策部長、企画政策課長、企画調整班長
- 傍聴議員 6名
一般傍聴者 2名

①国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書の提出を求める陳情(令和4年陳情第5号)

委員長 本陳情について、議会基本条例第15条の規定により、陳情者の意見を聞くこととしたいと思うがご異議ないか。

(「異議なし」との声あり)

委員長 異議なしと認める。本陳情については海事振興連盟の会長、衛藤征士郎様から提出され、海事振興連盟事務局の植村様にご出席いただいている。

植村様 海事振興連盟の植村保雄である。常勤顧問を務めている。

委員長 趣旨説明等は事前に配布しているので直ちに質疑に入る。

＜陳情者に対する質疑＞

渡辺 国連海洋法の発効、海洋基本法の施行日の両日が7月20日とされている。これは海の日に合わせて行われたと考えてよいのか。7月20日を海の日としているのは、戦前の海の記念日と同じにしたという理解でよろしいか。

植村 全くその通りである。7月20日は国連海洋法条約が我が国において批准発効した日ということは、それ以前に7月20日が海の日ということで指定されていたわけで、それに合わせた。戦前の昭和16年に制定された海の記念日を起点とし、そこに照準を合わせた。

渡辺 現在は7月20日ではなく、ハッピーマンデーになっているが、ハッピーマンデーの経済効果については、どういうふうに評価されているのか。陳情の趣旨にうたわれている夏休みと絡めて効果があるのではないかということと、どういうふうにつながりでそういうお考えになっているのかを伺う。

植村 三連休とすることによる経済効果というのは正確な数字は分からないが、観光業界が試算しているところでは1千億単位かなど。一定の経済的効果があることは確かである。海の日を連休にしないで固定化して祝日化するということについて、飛び石連休になったような場合を含めても、具体的な試算はやっていないが、そんなに経済効果に違いはないと私どもは考えている。

渡辺 21日が夏休みの始まりだと、子どもたちにとっては夏休みが一日増える。

委員長 他に委員の方で質問はないか。

二宮 7月20日を固定化するということの一番のメリットというか、一番訴えたいことはあるか。今渡辺委員から経済効果の話が出たが、今の日本にとって経済効果は重要だが、もう一度お聞かせ願う。

植村 最初に7月20日にこだわった理由は明治天皇が横浜に帰られたということで、明治政府が我が国が近代国家の礎となって、東北巡幸が終わって、横浜にお帰りになった時に東北の方が安定して落ち着いてきた象徴の日であるということが一つと、過去に海の日祝日について国会で議論されていた時に、なぜ7月20日なのかということで海開きと含め、夏のギラギラした日を迎えるのにふさわしい日が海の日だろうということが、大きな動機として考えている。経済効果として7月20日に海の日になって以降、海の循環ということで地方において各行事が行われ、国民がたくさんイベントをや

ることになり、経済的な効果が発生している。今の三連休の方が、経済効果が大きく優れているというふうには必ずしもならないと考えている。付け加えると民主党政権の時に、海の日を秋の日にもっていったらどうかという議論が一部あった。その折に海の日が夏の日からスタートするというのが一番ふさわしいだろうと、民主党政権下の中でもそういった議論で集約したという経緯がある。

松崎

本来は祝日というものは日付に意味があるもので、ハッピーマンデーという考え方もおかしいのではないかと議論があると思う。今回、海の日に関して日付を尊重しようということだが、海の日に限らず、ハッピーマンデーという考え方がおかしいのではないかとすることで、他の祝日も含めて考えようという議論はなかったのか。

植村様

そういう議論はあった。観光業界がある意味政治の方の力を借りて2回にわたり、ハッピーマンデーというものを設定した。2回目の時に海の日がそこで三連休に組み込まれてしまった。その時も政治的な課題として祝日、記念日は動かしてはいけないという議論が当然あったし、現在、私どもの方も一部そういう議論がある。三連休になった動機としては観光業界が非常にピンチというか、観光業界が活性化していくためにハッピーマンデーが設定された。私どもの海運業界や海の産業界も、多くの不況というものを克服してきた経緯がある。最初に設定された当時は仕方がないのかという状況であった。ただし、現在では海の日を固定化しないことには海の役割、我が国が海洋国家として成立している基盤の象徴の日になりえないと思う。とにかく海の日だけでも、三連休から外してほしいというのが切実な願いである。

< 執行者側への参考質疑 >

渡辺

行政の方もハッピーマンデーということで月曜日が休みになっているが、休日の設定で町民サービスの面で何か影響があれば教えていただきたい。

庶務人事班長

祝祭日は年間16日ほどあるが、その中で固定化されている祝祭日もあれば、海の日のようにハッピーマンデーのように設定されている祝日もあるが、町側においては、休みは休みなので、それに対して町民サービスに対する影響は特段ないものと理解している。

野地

二宮にとって海が財産と町民の皆さんが思っている中で、20日戻せというようなことを誰からも私は聞いたことがないが、執行者側に海の日に対して町民が望む、もしくは疑問に思っているという声を耳にしたことはあるか。

総務課長

特段調査はしているわけではないが、そういったことを耳にするという機会は今のところ私の方ではないと認識している。

休憩 9時40分

(傍聴議員の質疑：羽根・一石・小笠原)

再開 9時50分

<意見交換>

野地

委員の皆様に向う。祭日、祝日には大きな意味があると皆さんも承知していると思うが、二宮町は漁業の町として栄えてきたという歴史があるし、今でも観光地引網を行っているということで、皆で支えていこうと海に対する非常に強い思いは事実である。しかし、町民の福祉の向上という立場の私たちとして町民の方から、三連休よりも20日にこだわるというようなことを耳にされた方がいらっしやったら教えていただきたい。わたしは聞いていないので、まだ少し早いのかと。もう少し町民の方の意見を耳にしてから判断したいと思っているし、もう一つとして7月20日が夏休みということに関しては全国の夏休みの日程が違うので、それを理由にするのはおかしい。今回は全国的な問題なので、そのあたりで意見を聞かせていただけたら嬉しく思う。

渡辺

21日から夏休みが始まるのは全国一律ではないですよ。私は祝日全体のあり方について考えた。ハッピーマンデーにすることで意義が失われているという話があったが、それは別の問題としてとらえなければならないと感じた。7月20日に関しては戦前の歴史の問題が私は引かかる。そういう意味では第三月曜日を中心としたところを、夏が始まる時は感覚的にいうと海らしいとか、そんなことも思った次第である。

二宮

非常に悩むところである。私は経済対策が今連休になることにより動きやすく、日本全国何百億単位で動いていることを考えると、連休にすることの方がよいと思う。反対するという理由も思い当たらず、他のところの動向を少し見てから野地委員と一緒にしたいという思いである。

杉崎

私はハッピーマンデーに反対である。成人式が良い例で、何とかの日を元の状態に戻す意味で7月20日に固定化することに、大賛成である。その先駆けになってくれればと思う。

委員長

意見が模索しているので私からも言わせてもらおう。ハッピーマンデーということで経済的な効果を狙ったの制定というのは、例えば日本人は海に対する敬意とか感謝とかをすごく薄めてしまっているような気がする。夏に海岸清掃するなり、海に対して国民が一致して海のためにやるのと、ただ単に連休の中の海の日というのでは意味合いが、海に対する感謝とかもずいぶん変わってくるのかと思う。今回、陳情をいただいた中で昔の日本の心を取り戻すような陳情なのかと思う。

<討論>

渡辺

私はこの陳情について不採択の立場で討論する。海の環境や資源について考え、日本が海洋国家としてどういうふうにやっていくかということを考える経緯については、国民の祝日として海の日を設けるのは賛成である。7月20日ということにこだわる部分がある。先ほど陳情者の方からも説明があったが、経緯としては真珠湾攻撃の年ですよね。太平洋戦争が始まった1941年ということで戦意高揚や、戦争を行うために海運業界がこぞって動員をかけていくような雰囲気づくりに、この明治天皇の巡幸が使われたのではないかという思いがある。海の日を固定することには反対しないが7月20日ということについて、逆の意味でこだわる思いがあり、平和的に海洋利用を考えるのであれば他の日にちも考えていただければと思う。

野地

私は不採択の立場で討論する。祝日、祭日は大きな意味を持つと認識している。今回そのきっかけを作ってくれたことは非常にうれしく思う。個人的にも元に戻すという見解がある。しかし、この議論は最近出てきたとされていて、町民の中には三連休を楽しみにする方が非常に多くいらっしゃると思っている。私としてはこれから町民の意見を聞きながら、改めて判断したいと思う。今回は時期尚早として見送りたいと思う。

二宮

私も不採択ということである。経済が回ってこそ、いろいろな個人の幸せがあるのではないかと思う。海の日の方の思い、海の恩恵に感謝するとともに海洋国日本の繁栄を願うことを趣旨としてとあるが、海洋国日本として貴重な心だと思うので7月20日はこういう意味があるということ、広く周知していくと共に流動的な第三月曜日で、祝日を多くするという方がここはよろしいかと思い不採択とする。

委員長

それでは、陳情第5号を採決する。陳情第5号を採択とすることに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手少数)

挙手少数である。よって陳情第5号は不採択と決定する。以上で陳情第5号の審査を終了する。

休憩 10:00

再開 10:10

②二宮 753 番地の携帯電話中継基地局に関する陳情書(令和4年陳情第6号)

委員長

補足説明等はないので、これより質疑を行う。

<陳情者に対する質疑>

松崎

今回中継基地局に関する陳情ということなんですけれども、実は、

この中継基地局に限らず、例えば各御家庭にある IH だとか、高圧線に関しては、ヨーロッパの先進国の中でも、厳しい基準があって、高圧線の下に家があるのは日本だけだという現状があって、今回の中継基地局というのが身近な問題というのはすごく理解できるんですが、この陳情をするにあたって、これ以外の電磁波の影響というのを検討したことはあるのか。

高橋様

家庭内の電磁波で大きいものというのと、IH・マイクロウェーブこれについては、安全上 1.5m ぐらいは離れて使用すればあまり害がないと言われている。高圧電線の問題については色々あると思うんですが。私の家の近くだと変電所があって、あそこから出ている高圧電線の下にまさに家が建っていて、非常に大変だなと見ています。ただ今回、窓から見えるところに基地局が建ち、実際問題として、頭が重いというのはずっとある。他の具体的な障害として、家で PC などを使う時に Wi-Fi ルーターを使って Bluetooth を飛ばして音楽を聴いているんですが、夜だとか朝の 5 時頃通信が途絶えるケースが多くなった。かなり強い電磁波が来ているんだなと実感している。具体的に確か去年の 10 月からだと思うんですが、私が地区長になったのが今年の 4 月で意識してみるようになったのはそれ以降なんですけど、実際問題としては頭痛ですとか、不眠ですとかが実際に発生している可能性があると思う。ただ今の所はもう少しで 1 年近く経つんですが、半年以上過ぎたところで、調子が悪いなとかそういうことを実感なさっている人がいたとしても、まさか電磁波のせいだと考えている方はいらっしゃらないと思う。ですから今回楽天の方に説明をしていただいて、具体的に 300m 以内の所に被害が出やすいということだったので、健康被害のアンケートについてはこれから詳しくやっていきたいなと思っています。

松崎

健康被害の自覚症状については、客観的に証明するというのはプロセスが必要だと思うんですけども、今聞いたところでは Wi-Fi の接続が早朝に途絶えるというその因果関係というのは、確認されているか。

高橋様

楽天の方に聞いたところでは、周波数が違うから関係ないよということでしたが、具体的に周波数であるとか強さであるとかのデータを会社として提出してもらおうということが出来ていない。ですからその部分も含めて今回陳情書の要望の中にあるように、これが一番大きい問題だと思うんですが、電磁波の強度と定時的な推移というのをデータ、これは日本の会社で出したところはないんですが、それは求めてみたいなと思っています。

野地

町も国もデジタル化を推進しましょうということで、防犯防災等も含めて今後も進めていくでしょう。さらには町民の方の中にも利益を被っている方も。そのことについて感謝されている方もいらっしゃるという中で、今回の陳情は二宮町が行政が楽天モバイルに対して、住民説明会を開催し①から⑦の質問に真摯に答えてください

ねということ、町から楽天モバイルに対して強く示して欲しいと。まずはここがスタート地点の陳情だと感じていますが、それによろしいか。

高橋様

その通りです。

野地

そうすると、議会に陳情する前に、行政に対しては色々なお願いや要望をしているはずなんです、それに対して町は何も動かなかったと。動けなかったという表現もありますが、という認識を陳情者はされたということによろしいでしょうか。陳情を出す前に役場に対して同じようなお願いをされたと思う。楽天モバイルに対して住民説明会をするように何とか言って欲しいと言ったはずなんです、町は動かなかった、動けなかったというふうに僕は今思っているんですが、そういう事実はありますか。もしくは、町には何も言っていないんでしょうか。

村上様

町にははっきり言っています。ただですね、役場の性質上法律上の問題がなければ、役場の人っていうのは動けないもんですから、それでその時に議員さんを紹介していただいた。それで、今の陳情になっている。

野地

そのような流れであれば、違法性があればまた動きが違うのだと思うが、二宮町議会は二宮町に対して説明会を開くように要求して欲しいということを僕らは言う。そうすると二宮町は違法性が認められなければ、そんなことは言えませんよというだけの話になってしまう可能性もあるが、それは承知のうえで陳情を出されているか。

村上様

その通りです。違法性を争うようなことは一切言ってない。不安、健康不安があるので、それについてお答えしていただきたいとそれが目的になる。

渡辺

いくつか教えてください。陳情の説明の中で、5G規格の方が4G規格より電磁波が強いということが書かれていますが、電磁波が強くなると逆に基地の数を少なくするとかできるのか。そうすると、基地の数を減らせば被害が減るとか、こういうことにはつながらないのかということもちょっと考えたんですが、その辺がどうか。それと陳情主旨の方には、周辺の皆さんの心配が具体的に4つある。6つ掲げられていて。村上さんと高橋さんの方で、話をされていると思うんですが、特に強く感じられているところとか、地域の住民の方と話をされて印象がある部分とか、その辺についてもお聞かせ願えればと思う。

村上様

4Gがある中で5Gにしたら基地数が少なく済むのではないかという質問ですが、5Gになると電磁波のエネルギーは高い。4Gよりも。それは事実です。それと同時に直進性が増す。4Gよりも5Gの方がまっすぐ進む。4Gの方はどちらかといえば、ある程度は

電磁波ですからまっすぐ進むんですが、拡散気味に回り込んだりできるが、5Gはまっすぐ行って障害物があるとその先に進めません。どうなるかという、街中とか建物の多い商業地域などの障害物がたくさんあると、5Gの信号を発信してもすぐ止まってしまう。だから、5Gと5Gの基地局の間にたくさんの中継基地を作らなければいけない。そういう事態になっていますので、そういう地域に住んでいる人とか、歩いている人とかの被ばく量が多くなる。基地局は増えますから。次の質問に対して、どれが不安かというのは、回っていて一番不安なのは4番です。健康不安です。

渡辺

健康不安ということで、そこで基準との関連が出てくると思うが、補足説明の資料に、国際非電離放射線防護委員会の基準とヨーロッパの基準は、1万倍ぐらい差がありますね。世の中に同じ人間がいるのに、どうして1万倍の差があるのか。これは村上さんに伺うことなのかどうか分からないが、1万倍も基準に差があるというのはどういう理由だと考えておられるか。

村上様

資料2にICNIRPと書いてあるのは国際機関の一つですけれども、ここが出した1000という数字で、単位はマイクロワット/平方センチメートルなんですけど省略しますけれども、これは1998年に出されたもので、彼らは電磁波障害による健康被害が増えるかもしれないので、どれぐらいが安全基準か一生懸命求めた。その時の方法は電磁波によって生じる熱作用、例えば皆さん電子レンジ使ったら熱くなりますよね。そういう熱作用で調べてみよう。そういう周辺のデータがありまして、人体が1度上昇すると健康に被害が出ると、その当時のデータがありました。それでICNIRPは1度上げる電磁波の50分の1ぐらいの規定を決めれば安全だろうと、そういう考えで1000と決めた。もちろん周波数によって値は変わるんですが、簡単に言うと。その1000というのが一人歩きして安全だろうとしていたが、国際的にも各国においても健康障害が出てきた。2001年になると、はっきりと低周波の電磁波が発症率をあげるとかあるいは高周波、今問題になっている基地局、そこから出ているマイクロ波はがん発症率をあげるというのが、国際機関で発表された。国際機関で発表されたものは本当かと言うんですけれども、WHOが私たち唯一の地球上に住んでて信頼出来る場所かなと。今のデータ、2001年度2011年にこういう電磁波でがんを発症するというデータは、WHOの大元がデータを出してWHOが発表するんですけれども、その大元のIARCという国際がん研究機関というところがデータを出している。1998年に安心だと言って、1000と決めたんですけど、どんどん健康被害が出てきた。現在に至って健康被害の報告は少なくなるどころか増えてる。正式機関も危ないんだということを発表している。それで最初の質問ですが、ヨーロッパ評議会はどうして0.1と出しているのか。どうやって電磁波の被害を証明するかという、ICNIRPは熱作用です。熱作用で評価していたら実情に合わなくなってきた。ICNIRP発表の2年か3年後にヨーロッパは予防原理に基づいて、これは危ないなという時には疫学調

査でやろうじゃないかとなった。疫学ってサイエンスですから。コレラが発表されたとか、オゾン層とかすべて同じです。疫学で1対1の原因は分からないけれども、おそらく危ないなというのは疫学でクローズアップしてつかめる。それでヨーロッパ評議会は疫学で安全な数値はいくらなのかとかを一生懸命考えた。その当時のサイエンスで、一番みんながデータを見て納得するのが0.1だった。同時に室内では0.01というデータを出しているが、一般的には0.1です。ICNIRPの1000というのは熱作用しか見ていない。ヨーロッパ評議会では熱作用なんてとんでもないと。予防的な処置するにはどうしたらいいかということで、疫学調査を重視した。だから0.1ということで、結果として1万倍となった。

渡辺

ということは1万倍の数字としては、根拠が違うということですね。欧州協議会が取っているのは疫学調査ですから、実際に健康被害があった要因にどういうふうに電磁波の強度が関わっているか、それを分析していったら0.1が出てきた。元々1万倍はあるけれども、全然質の違う数字で比較することもあまり意味がない違いということですね。

二宮

昨年の10月に基地局を設置したということが書いてありまして、それから色々なアクションを起こされて今日に至っていると思うんですけども、楽天モバイルにも連絡を入れるなど必ずしてると思いますが、現状は楽天モバイルからアクションに対する返事は進行がないから来たのか、それとも何個か進行しているんですということお返事があったのか伺えるか。

村上様

質問の要点は、楽天モバイルは態度を変えたのかそれとも今までの状態かということか。それなら変えてない。法律どおりやってます、法律では1000以下は安全です、国が言ってます、なんの問題もありません、そういうお返事を聞いてから進歩したことは聞いていない。

二宮

確認ですが、再度町民への説明会をやりますというお返事もないということか。

高橋様

楽天の方は書面で経過を出してくれということでお願いしまして、我々の方はこういった形で正式に陳情を出して、300m以内にいる人の意識も向上してきた中で説明会をやりたいと。我々の方から要望したわけではないですが、一度楽天の方からやってもいいよという話は来ている。それがどういう経緯でそういうことになったのかは分かりませんが、いずれにしろその担当者は、以前我々の方が正式な形で依頼しても、NOという回答だった。なぜかというのは直接聞いたわけではないんですが、基本的には楽天の意識としては健康被害というのはあり得ないということなんです。最初の段階で30m以内の8軒について、ポストイングかなんかしたらしいが、それをしたのはどういう意味かということ、鉄塔14.5mの鉄筋

都市部長

まず前提としてお話させてもらいたいが、町の方に町民の方が相談したのは、町民相談の窓口である。都市部の方には、建てる相談というのがなかったというのが正直なところである。今回この陳情を都市部の方で担当させていただくということになったのは、この陳情に対して楽天の方に話をした時に、一番楽天の方が動いてくれるであろう建築ですとか、生活環境の部分ですとかそういう相談を直接受ける都市部が楽天に直接相談するのが、一番説明会をやってもらえるのではないかとということである。通常健康被害だけを言えば、子育て・健康課など該当する課は色々ある。ただ今回は説明会をやってもらい、これが一番ということで都市部の方で担当させていただくということになっていて、町の方から楽天にアクションを起こしたのかというと、まだ何も起こしてないのが現状である。

野地

今話を聞くと、都市部として今日は来ていますが、初耳だよということのようである。この陳情が出て初めて都市部として対応を託されたというイメージでいる。ですから今までの流れとか何もタッチしていないから分からない。これから言うなら言うけど、この程度のことしか分からないと。それでもいいです。この陳情が通った場合には、都市部としては楽天側に対してどのような行動を取るつもりなのか、もしくは取れるのかを参考にお聞かせください。

都市部長

町民相談としては話を聞いてましたから土地の所有者を調べ、許可がいらぬ高さだとかそういうのは見てましたけど、先ほど陳情者の方も言ってらっしゃいましたけど、法律的には何も違反することがなかったんで、現状は何も動いてないということである。この後陳情が採択されればという点では、楽天さんの方に直接お話をする、通知を出すようになるとは思いますがそういったことは可能だと思ふ。ただそれに関してもどこまで強制力があるかということ、正直ない。ですから、どこまでやっていただけるかという約束はこの場では出来ない。

松崎

今のお話を伺っていると、まず町民相談窓口の所に陳情者が行ったけれども、その時点では今日提出いただいたような資料も出てくると思うんですけども、それを見て特にアクションをする必要がないと。それが本当に町民の健康を考えていると言えるのかお聞かせ願う。

都市部長

当然、町民相談の時に資料が出ていけばこちらにも来るとは思うんですけども、おそらく資料というものは出ていないのではないかと。口頭での相談があったというのは聞いている。だから、都市部の方でも現場を見るなどの確認をしたということである。健康被害に関していうと、今健康被害が出ているという話であれば、役場の方でも担当を決めて動くということになると思うんですけど、出ていない現状ですぐに健康被害どうこうということにはならないのかと思う。

松崎

町民相談窓口の方が今日いらっしゃってないので、本当ならその方にお話を聞きたいところですけども、先ほどの話ですと法的に問題がないから動かなかったということだと。陳情者の方は当然その時に、健康被害を感じたからいらっしゃったと思うんですけど、その点いかがか。町民の方がいらっしゃったときに、健康被害のことを言わなかったとはちょっと考えにくいんですが。それで、法的に問題がなかったから動かなかったということか。

都市部長

そういうことを考えて都市部の方に話が来たのであって、全く何もしていないのではない。確かに動きが遅かったのかもしれない。それは陳情が早いのか、都市部が動くのが早いのかということもありますけれども、ただ都市部としては陳情が出るまでの間に調べられることは調べている。

渡辺

予算委員会の時にもちょっと触れたと思いますけど、町有地の中に携帯基地局が設置されているところもあると思うんですけど、設置する際にどういう説明、特に健康被害とかそういう説明とかはあったのか。

都市整備課長

まず、町有地に携帯基地局が設置されている箇所は1か所ある。場所につきましては、中里の第1遊園地です。これが令和の2年度中に設置をされた。この際にもう1か所候補地があったが、そちらについては、周辺の住民の方への説明の際に、賛同が得られなかったということで、2か所予定していたところが、1か所となった。都市整備課の方でも時間が経過してしまったものですから、内容を詳しくお答えできないところもあるが、健康被害といった部分では説明はなかったかと思っている。今後のデジタル化等のインフラ整備ということで、事業者からは必要なもので他に適地はないということで、設置の相談があったというところである。

渡辺

多くの場合高さ15mギリギリ14.8mとか、ギリギリでやっていると聞いています。建築基準法の規制は受けない。電波強度を国基準で定めているが、実際には事業者が建てようと思ったら近隣に倒壊した場合の危険性について説明して、町の方では全くタッチできないというそういう理解でよいか。

都市部長

現状でいくと市街化区域については法範囲であれば、どこでも建てる事が出来ると言わざるを得ない。ただ調整区域はそこに農地法という農地の網がかかってくるので、山林のてっぺんであれば建つかもされないがそこに建てるまでの道路もないし、建設は困難であろうというところはある。

渡辺

先ほど健康被害による心配が多いということで、他の自治体では法律上こういう規制なので直接の規制は出来ないけれども、手続き条例といったものでやっている自治体があると認識していますが、その辺に関しては町の考えはいかがか。

都市部長

そちらに関しては、そういった被害を心配する声ですとかが出ていなかったの、今考えていることはないのが現状である。

休憩 10 時 55 分

(傍聴議員の質疑：根岸、小笠原、一石、羽根)

再開 11 時 25 分

<意見交換>

(意見交換：なし)

<討論>

委員長

これより討論に入る。

渡辺

採択の立場で討論する。この陳情を拝見して思い出すのは化学物質過敏症のことである。現在は広く認知されていると思うが、当初は必ずしも認められていなかったと認識している。政府の規制というが I T 化、5 G 化を進めている経産省が定めている基準だと認識をしていて、そういう所ではやはり問題があると認識している。元々陳情の主旨は様々な心配がある中でも、健康被害に対する心配が一番大きいんだと陳情者からも説明があった。その背景というかどういう事業をされているか、この 7 つの項目というのは住民として当然のことと思いますので、採択を求めるしだいである。

野地

採択の立場で討論する。今回の陳情は違法性の認められない、民と民の契約に対してそこに行政が入り込むという、非常に難しい案件だと思われる。しかしながら陳情者の方々、もしくは近隣の方々が心配されている、健康被害についてはなんとか対応しなければならないと行政も考えていると思う。そういう強制力のない難しい問題に対応しなければならない中、二宮町議会としても背中を押す、町の対応を有意にお願いが出来るようなものとして二宮町議会も賛成し、先ほど部長が言われたような対応に力を尽くすべきと考えている。

坂本

この陳情を賛成で採択というふうに思う。町民の願いとして今回は説明してくださいというのが願いである。内容はどうか健康被害がどうかは、その後に分かる話である。個人差があるから、私は何とも思わないと説明を受けた後に思う人もいるかもしれない。そういうことではなくまず詳しい説明を町民に対して、そういう人たちにしてあげてくださいという願いを陳情したということなので、当然賛成である。

委員長

これをもって討論を終結する。

<採決>

委員長

それでは、陳情第 6 号を採決する。陳情第 6 号を採択することに

賛成の委員の挙手を求める。

(挙手全員)

挙手全員である。よって陳情第 6 号は採択と決定する。以上で陳情第 6 号の審査を終了する。

休憩 11:31

再開 11:40

③女性トイレの維持及びその安心安全の確保についての陳情（令和 4 年陳情第 4 号）

委員長

本陳情については女性スペースを守る会－LGBT 法案における『性自認』に対し慎重な議論を求める会の共同代表 4 名より提出されているが、出席はない。参考資料は事前に配布しているのでただちに執行者側の参考質疑に移る。

<執行者側への参考質疑>

二宮

陳情者がいないので町に聞くが、町に女性トイレについて何か事故や事件とかが増えてきたとか情報が入ってくるか伺う。

財務課長

新聞報道では女性トイレについて盗撮等いろいろあるが、町の公共施設において現状そういう報告はない。

二宮

女性スペースを守る会の設立趣意書が資料にあるが、3 番のトランスジェンダーで、確かに心配事はあるがそれに対して町が公平性から LGBT を認めて現在やっているが、反対に向こうはそれに対する心配である。こういう心配がないようにするために、二宮町は庁舎が古く、「みんなのトイレ」というものがないが、この状態が何年か続くとなると何か施策は考えられるのか。

財務課長

役場庁舎に限ると現状では「みんなのトイレ」を作るのはかなり費用がかかる。ただでさえ狭い庁舎と言われている中で、「みんなのトイレ」を作るのは難しいと思っている。公共施設の更新等考えていく中で、「みんなのトイレ」を設置していく方向で動いている。

二宮

動いているということだが、法律にのっとって新しいところは何か作らなければいけないものがないのか伺う。

財務課長

法律上の細かい規定は把握していないが、今考えている富士見の老人憩の家建て替えで検討している場所等になってくると、おそらく「みんなのトイレ」は不要だと思う。そこに町としては設置していきたいということで考えているとしか今言えないが、検討している状況である。

二宮

町側の考え一つで「みんなのトイレ」があちこちに全てに設置することは、町は現状ないということか。

政策部長 既存の施設に「みんなのトイレ」を設置しようとする動きは、今はない。財務課長が答えたように富士見の施設、今予定している百合が丘の改修などにおいて新しいところは、設置をしていくという方向性を持っている。

二宮 分かりました。

委員長 他の委員は重複した質問をしないようにご注意願う。

渡辺 一つは陳情者が令和3年3月1日施行の労働安全衛生規則等の改正後にこうなったと言っているが、改正前との比較でどういう点が改正されたか教えていただきたい。

政策部長 労働安全衛生規則なので、あくまでも事業者が従業員のために設置をするトイレの話をしている。実際には682条で事業者は次に定めるところに便所を設けなければならないとされ、一番には男性用と女性用に区別しなければならないということがある。682条の2に新たに加わったのだろうと思うが、同時に就業する就業者の数が常時10人以内である場合、男性用と女性用に区別しない、四方を壁等で囲まれた1個の便房に構成される便所を設けることに足りるといのが加わった。陳情者の趣旨は、想像でしかないがこちらを乱用してトイレが1個でよいという運用をしないでほしいというのが趣旨だと思う。町としてそのようなことは考えたことはないというのが現状であって、古い公共施設等地域の憩の家とかについては現状そのような施設があるのは事実だが、改修の際はこの条文を使うのではなく、良い方向に改善していきたいというふうに考えている。

渡辺 今回の陳情というのは女性スペースを守る会から出されているが、この陳情の内容とジェンダーの問題とは基本的には違うと認識しているがそのあたりはどうか。

地域政策課長 今の話の通りだと考えている。

(傍聴議員の質疑：なし)

<意見交換>

なし

<討論>

野地 陳情に不採択の討論である。陳情者がいない中想像での話をされている点、医学的身体のことと心の問題のジェンダーのことを一緒に捉えていないかと疑問点があるので、陳情者の趣旨を伺ってやりとりしてから決めたいと思うので今回は反対である。

委員長 それでは、陳情第4号を採決する。陳情第4号を採択とすること

に賛成の委員の挙手を求める。

(挙手少数)

挙手少数である。よって陳情第4号は不採択と決定する。以上で陳情第4号の審査を終了する。

休憩 11:49

再開 11:49

④二宮町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例(町長提出議案第25号)

委員長 二宮町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とする。これより質疑を行う。

渡辺 今回、緩和される要件として非常勤職員の1年以上在職というのを外すと理解しているが、この場合の非常勤職員の範囲を分かりやすく教えてほしい。また現状の育児休業の取得状況はどういうふうになっているか。

庶務人事班長 非常勤職員の範囲だが会計年度任用職員がこれに該当する。現状の育休についてだが、昨年度において2名の女性職員が取得している。

渡辺 2名だとまだ該当する方がいたのではないかと想像する。取得した職員の感想などよかったとか、取得できるけど取得しなかったという状況を聴取したことはあるか。

庶務人事班長 取得者の意見や取得しなかった理由に関しては総務では伺っていない。育児休業を取っている職員から相談や内容の確認があり、そういったものに関して対応をしっかりとっている。

渡辺 今回は取りやすくするよりも範囲を広くすると。今後どの程度育児休業が増加するか想定はしているか。

庶務人事班長 今後の状況だが女性職員については100%取得している。ただ男性職員が取得できていないというか、個々の状況があると思うが男性職員の育児休業の取得に向けた底上げといえればよいか、そういったところを更に周知、啓発につとめてまいりたい。

休憩 11時54分

(傍聴議員の質疑：羽根)

再開 11時58分

<討論>

なし

<採決>

委員長 それでは、議案第25号を採決する。議案第25号を原案のとおり

賛成の委員の挙手を求める。

(挙手全員)

挙手全員である。よって議案第 25 号は可決された。

⑤二宮町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例（町長提出議案第 26 号）

委員長 二宮町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を議題とする。これより質疑を行う。

渡辺 一つだけ確認させていただきたい。押印を廃止するという事で本人の署名が認められるのかと想像する。本人確認はどうするのか。

庶務人事班長 審査申出書が出された場合、押印廃止ということで本人確認についてだが、たとえば運転免許証のような身分証明書を提示していただくことで出された書類について、真正性を担保できるのではないかと考えている。

渡辺 ご本人が免許証を出して本人であると、そこで証明してもらうということになるのか。

総務課長 署名と真正性という部分では別のものであって、本人確認は身分証明書等で確認をしていく。署名があるから真正性があるということではないと思っている。本人であるという真正性は身分証明書等での本人確認が必要で、今回は事務の簡素化ということでの署名、押印の廃止ということになるのかと思っている。

(傍聴議員の質疑：なし)

<討論>

なし

<採決>

委員長 それでは、議案第 26 号を採決する。議案第 26 号を原案のとおり賛成の委員の挙手を求める。

(挙手全員)

挙手全員である。よって議案第 26 号は可決された。

休憩 12:04

再開 14:45

⑥第 6 次二宮町総合計画基本構想の策定について（町長提出議案第 27 号）

委員長 第 6 次二宮町総合計画基本構想の策定について議題とする。執行者からの補足説明はない。これより質疑を行う。

今回、町民憲章を基本理念に据えたということが非常に目立っている。なぜ町民憲章を基本理念に据えたのか。子どもたちの健やかな成長と生きる力を育むまちというところに二宮らしい教育を推進するとともに、時代に即した学校システムへの移行を進め、学校施設の集約化を研究するということが具体的に書かれている。将来小中一貫教育校を1校への学校統廃合ということ念頭に、表現されているのか教えていただきたい。交流人口の増加による経済活性化ということをやっている。これは地域資源を生かしのぎわいのある活力に満ちたまちということだが、交流人口の増加というのはどの程度のことを想定しているのか。具体的に見込があるのか。土地利用構想があるが、土地利用転換検討ゾーンの中に国立小児病院跡地は含まれていない。あえて入っていないのか、どういう位置づけなのか教えてほしい。水と緑が軸になっていて、葛川や打越川を軸にしているが、実施計画でこれはどのように生かされていくのか。そのへんのイメージはどのようなのかも聞きしたい。

町民憲章をなぜ基本理念に据えたかだが、この総合計画における基本理念というのはまちづくりの基本的なスタンス、考え方であるというふうに認識している。今までの計画では計画期間におけるまちづくりの進め方として基本理念を再度考えたが、二宮町には昭和53年に町民の有志、議員の皆さまからも委員会によりまちづくりの基本理念とした町民憲章が既にある。長いまちづくりの歴史を見ると、まちづくりの基本的な考え方が示されているという考えを持っているので、今回の総合計画として位置づけた。この流れというのは第4次、今現行の第5次ではなく、その前でも町民憲章というものは位置付けていた。小田原市や秦野市など近隣の市町の動向を見ると町民憲章、市民憲章というものを総合計画上の基本理念に位置付けるというような動きがあるので、二宮町としては最近ないことだが、近隣市町を見ると必ずしもおかしいことではないかと考えている。2問目の二宮らしい教育の部分だが、時代に即した学校システムの移行で質問をいただいた。総合計画の基本構想だが町側が一から十まで考えるものでなく、イメージ的には町民の皆さまから将来に向かってどんな考えがあるのか、夢があるのか町側でまとめたものである。ご指摘をいただいた時代に即した学校システムは、町が具体的に描くというよりは町民の皆様から頂いた意見により、確かにそうだとここに書かせてもらい具体的に小中一貫教育のことをここで述べ、様々な変化があるので次の時代になっても、即していける学校システムということで大きくくり書かせていただいた。3問目交流人口の増加による経済活性化の程度だが、基本構想では特に細かいところまで町として想定しているものではない。どれだけの交流人口に伴う経済効果を考えるか、二宮町としての知名度の向上を図るかという部分については、この次の基本計画で町としての考え方をより固めていくものと考えている。基本構想上では具体的なものとしては考えていない。

企画政策課長

土地利用の構想の件について答える。4 ページに土地利用構想があるがこちらに書いてある第 5 次総合計画を踏まえて、平成 27 年に策定した都市計画マスタープランに基づき、こちらに図を入れた。マスタープランでは土地利用転換検討ゾーンとして、市街化調整区域において今後の社会情勢等の見通しを考慮しながら、都市的な土地利用の転換を検討する区域と位置付けているので 5 ページの目の図で、土地利用転換検討ゾーンとなっているのは東京大学跡地と、二宮町の役場の正泉寺のところになっている。しかし、小児病院のところを位置付けていないからといって検討しないわけではなく、町内検討委員会も設けているので、民間活用などをふまえた活用案などについては今後検討していくようなところになっていて、こちらの土地利用構想のところには今のところ位置付けていない。水と緑の軸だが 5 ページの図にあるように葛川と打越川の部分である。川として利用するためにこのような形になっているが、今後構想の後に基本計画や実施計画を立てていく中では町の中心部を流れている葛川なので、町民が親しみ子どもたちが水遊びをできるような川として、再生をはかっていくようなことも環境基本計画に入っているので、そういう形での利用を考えている。

政策部長

若干補足だが、今企画政策課長が話したことが都市マスタープランにも書いてある。土地利用転換検討ゾーンについては都市マスタープランの中では、市街化調整区域において社会情勢等を勘案しながら、都市的な土地利用への転換を検討する区域、新たな都市的機能の配置を検討する区域を、この土地利用転換検討ゾーンに位置付けている。具体的には東京大学果樹園跡と正泉寺ということで調整区域を位置付けている。対して小児病院については市街化区域なので、新たに都市的な利用をすることにあたっての土地利用転換検討ゾーンには位置付けていない。水と緑のネットワークについても、都市マスタープランに課長が説明したようなことが書いてあり、緑地保全、歩行者・自転車の通行できる空間整備、水辺と親しむことができる環境整備、打越川についても水と緑のネットワークとして緑地保全を図っていくということが既に位置付けられている。

渡辺

町民憲章の部分だが他のところでも進めているが、基本構想に関する委員会、審議会からも指摘されている。この中で時代に即していない部分だとか、掲載されている言葉に縛られている懸念がある。このような指摘もされているがそのままになっている。答申はそういうふうになっているが、あえてそのままにしたのか。小中一貫教育校への学校の統廃合を指しているのか。町側で町民の意見をまとめたということだったが、1 校にするということに関して議論は尽くされていないという認識だが、そのへんは何をもって町民の意見がここに集約されているというような考えをされたのか。

政策部長

町民憲章を理念とすることについて審議会の中で様々な意見があった。言葉が古いというような指摘もあった中で、前回の総合計画で外してしまったという経緯があるのかもしれないが、町民憲章自体が町民の中で理解が進んでいないということで、これを機に議論を始めるきっかけとして制定当時の思いを再認識したうえで、こちらに位置付けて議論が始まるということを醸成していくことが、よいのではないかとというような議論があった。新たな学校の統廃合とは書いていないが、審議会の方ではもう少し踏み込んだ答申書になっている。最初議会に示した町で作った素案にこのことは入っていない。実際には答申書の中で時代に即した学校システムへの移行と、施設の集約化に向かうコンセプトについて記載していくべきだと議案のような表現になっているが、決してここで1校にしていくということを申し上げているわけではない。

渡辺

この基本理念についてはなぜ違和感を覚えるのかと考えると、ここにはこういう二宮町を作りましょうと書いてあって、それは確かにまちづくりの言葉かもしれないが、説明の中でSDGsの概念であるだれ一人残さないというところが、この憲章からだけだと読み取れない。答申の中でせつかくこういう良い論議をしているのに、そのままもってきてしまったのが私は時代が変わって基本構想を見直せる中で少し違う感じがするが、そのへんについての考えはいかがか。この答申の方を見る限り、部長が指摘されるようにこちらの方が踏み込んだ表現である。これを読んだら学校施設集約化しろと取れる表現である。そうすると、総合計画基本構想ではそこまで踏み込んだ表現ではないと言われても審議会の答申がこうなっていると意図として、その方向に持っていくというのを組み取らざるをえないと思うが、そういうことではないのか。

企画調整班長

町民憲章のところで理念として設定するのは違和感があるとのことだが、総合計画審議会の内部の議論の中でこの部分は白熱した議論だった。この答申書に書いてある通り、古い時代に即さない表現であるとか、今の時代に即するように変えていくべきだと意見があった一方、まちづくりの基本的な考え方なので必ずその時代に合わせるということは難しい。町民憲章ゆえまちづくりの根幹であるのに都度変えていくべきものではない。総合計画審議会の中で最終的な落ち着きどころとして、まちづくりの根幹ではあるが時代に即した変化をするのは、それをもとに作られる計画においてこの時代ではここを強化しましょう、この部分は今の時代に即していないので薄めていこう等、その周りに肉付けをする時に強化するべきではないか等あった。答申書に書いてあるとおりにそもそもこのことがあまり知られておらず、当時の作成された時代背景、思いが薄れている現状において、まずこの計画に取り上げて周知をすることでその当時の思いを皆様に知っていただく。その上で町民の中から時代に即して変えていくべきだということがあれば、それについて考えていくのは次のステップでしょうということ意見があった。2番目の教育についてだが、答申の方の議論を見ると総合計画審議会

の意見で、突っ込んだ内容が元になって見えるが、今回の基本構想を策定するのにはなにも総合計画審議会の皆さんの意見だけを聞いているものではない。この背景には千名を対象とした町民満足度調査のアンケートや小中学生を対象にしたアンケート、町民ワークショップなど様々な意見聴取をした。教育分野においては皆様の関心が高いので、小中一貫教育にするべきだという話の方向性ではなくて、自然を生かしたまま今の落ち着いた教育をやってもらいたいという意見も当然あった。総合計画審議会からの意見はこうだったが、それらの意見を踏まえて二宮町としてはこのような表現で留めているというふうに担当としては考えている。

二宮

将来人口予測が65歳以上というのが27パーセントと予測していた。そうすると現実には数パーセント、5パーセントぐらい多くなっていると思うが、そういう結果とSDGsを根本にいろいろ入れていくというところを見据えて、大きな区分けでよいので5期と変わったことがあれば教えていただきたい。

企画調整班長

5期と大きく異なることは、体系のことではなく進捗のことだと考えている。ご指摘のように5期の時に取り上げた人口ビジョンの推計を今回検証し、当時想定していたより良い状態で推移をしていると考えている。こちらが前回作成した人口ビジョンは町全体の人口だったが、今回もう少し小分けの地区で見ていく必要があるというふうに考えている。具体的には、今人口維持としては、二宮小学校校区が増えているが、一色小学校校区は減っている。町全体としての人口を考えると前回考えていたよりもプラスで推移しているが、地区別にみていくと全体的にそうだとは言いきれないので今回の将来人口の検証にあたっては、そこらへんを見て今後の小学校や保育園の整備や施設の統廃合等に、活用していく必要があると考えている。

野地

私からは今も答弁があったが4月12日に審議会の答申を受けて、今回案を提示するまでの間はどうか確認したい。答申の中に一部指摘があって町民憲章もそうだが、機会とすると良いとか検討する必要があるとかそういう表現がある。次のページを開くと明記する必要があるとか、記載していく必要があるとか、違和感があるから施策のまとめ方を見直す必要があるとか、このような表現もある。これから町民に示していきましょう、検討していきましょうというのは分かるが、こうしなさい、こうするべきだというものに対して町はどのように捉えて、文言の訂正をかけたのかということを知りたい。

企画調整班長

今回の総合計画審議会からの答申の基本論調としては意見を明確化するというスタンスを取っているなので、当然こうした方がよいのではという表現ではなくこうする必要がある、こうするべきだという論調でまとめた。そういう論調にまとめたからといって全ての意見に甲乙があるというわけではない。今回基本構想に反映させて

いただいた部分、今後基本構想ではなくて策定していく基本計画、両方ともにかかってくるが、この計画を発表する時に町民の皆様例えば広報紙とかで説明する時に、丁寧に説明をしていかなければいけないところ、大きく3つに分けて町としては捉えてやっていこうというふうに考えている。

野地

そうすると審議会の方に最終のものを出してこれは分かった、こういう表現をしてしまったが、これでいいですねとか行ったのか。要するに変わるとしたら次は10年後である。その答申が10年後のことを言っているわけではないが、そのやり取りは何かあったのか。

企画調整班長

こちらの答申は総合計画審議会の皆様に作っていただいたもので、とりまとめは事務局でやっている。そのやり取りの中でこの文言でよろしいかというのは、当然審議会の委員の皆さんとやっている。この答申をもとに結局総合計画の基本構想自体がどうやって変わるのか、答申に書いてあるが反映されていない部分、いわゆる今後の基本計画に反映する部分はどうなっていくのかは、前回4月25日の全協後に総合計画審議会の皆様にフィードバックしている。こちらの総合計画審議会の皆さまは、今後策定していく基本計画の計画策定にかかわっていただくメンバーである。これは基本構想で詳細は基本計画の部分でやっていくということは、総合計画審議会の委員の皆さまも分かっている部分であると認識している。

野地

現在示されている基本構想は審議会の皆さまもご了承を得たものだと。今示されたものは4月12日以降に変更したものだが、審議会からは了承を得たものだと。詳細については計画の中でまたやっていってくださいと、一緒に進めていきましょうと審議会はそういう形で閉じられたというイメージでよろしいか。

企画調整班長

今回総合計画審議会の皆さまから意見をいただいたのは、我々の素案に対してこれを加えるべきだ、引くべきだという答申になる。基本構想がこういう形でまとまったという最終形まで皆様に決を取って見てもらったものではない。ただ、総合計画審議会の意見を反映させた計画体系になっていることは、総合計画審議会の皆さまに通知等を送って認識していただいているものと考えている。

松崎

今回第6次ということで議案として示されている。前回の基本構想というのは議案として出されていない。議決事項ではなかった。前回の議決事項でないのに、今回の議決を求めるのは何が違うのか教えていただきたい。

企画政策課長

前回の5次だが、策定する時は地方自治法に基づいて議決を経てという条項があったが、そこがなくなって議決を取らなくてもよいというような形になっていた。二宮町の議会の基本条例ができる前に5次の総合計画が策定されているので、5次の時は基本条例に基づいた議決を取っておらず今回が初めてになる。

- 委員長 今の件は資料6に書かれている。
- 松崎 失礼した。お答えいただけなかった部分があると思うが、議決をしなかった5次と議決する6次とでは運用するにあたり、どういう違いがあるのか。
- 委員長 今松崎委員の聞かれていることが基本構想と計画なので種類が違う。
- 政策部長 第4次二宮町総合計画の時には地方自治法上に議会が議決すべき事と定められていて、予算を定めることが並んでいるが、その中に総合計画基本構想を定めることというのがあった。地方自治法が改正になり、総合計画の部分が自治法上議会の議決を得る必要がなくなった。今も地方自治法上、議決を求める必要がない。そういう中で第5次を作成した時は定めがなかったので議決を経ていない。昔は総合計画の策定義務があった。現状は策定義務もない。策定していない自治体はあまりないが、近隣だと藤沢市は策定していない自治体になろうかと思う。そういう経緯で議会基本条例が議会で作られて、その中の第19条第1号が地方自治法の第96条第二項に議会は条例に定める中で議決事件を定めてよいということが自治法上うたわれていて、それに基づいて議会基本条例の方に総合計画基本構想を議決すると議会として定めていただいた。したがって、その条例ができて初めての提案ということで議会の議決をお願いしているという状況である。
- 松崎 仮に今回議決しないかもしれないが、議決したとする。議員というのは、その議決に縛られると基本構想に書いてある範囲で町政を運営するにあたって、反対は非常にできなくなると理解されるか。
- 政策部長 町長は予算を提案する権利があって、いろいろな施策を予算としてとりまとめて提案するわけだが、総合計画の基本構想なり基本計画に沿った形で町民のためということでご提案している。一方で様々な施策を1つ1つとってみると、それは違うのではないかという見方もあると思う。総合計画の基本構想の文言なので気持ちとしては入っているつもりでも読み方があるので、そこは違うのではないのかというのは当然出てくる。そういう中で基本構想に沿った形で様々な施策の提案をしているつもりだが、基本構想があるから全て反対できないというものでもないのかなというふうに思う。明確な答えができなくて申し訳ない。
- 松崎 前回の基本構想には役場新庁舎について行政の拠点はあくまでもここであって、ラディアンではなかったということがあった。最後のページに地図が出ている。そのことについて質問した時には議決していないということで第5次総合計画、構想に書かれていることに反することをやっていたと思うが。今回議決するにあたりそういうことを含めて議決してしまったら、そこに書いてある範囲内で

非常に反対しにくくなると思われるが、その点いかがか。

政策部長

今松崎議員がおっしゃっているのは基本構想の土地利用構想図の話だと思う。ここには行政拠点駅前にあるが、これをもって役場がここだと申し上げている。仮に第5次の議決を経ていたとしても、土地利用構想図の議決をいただいているというふうには少し認識しがたい。第5次の後期基本計画の中では、具体的に生涯学習センターラディアン周辺に行政機能を集約しということは、議決は経ていないが計画として示している。これまでラディアン周辺に新庁舎の基本計画ができたところだが、基本計画を策定する際にも、あの場所で基本計画を策定したいという予算を議決いただいているので基本構想をもって、縛られるといえば縛られるが議決を縛るといふ細かい部分まで踏み込んで書いてはいないのが、実際のところであると思っている。

休憩 15時21分

(傍聴議員の質疑：羽根・根岸)

再開 15時30分

< 討論 >

渡辺

私は総合計画基本構想案に対し反対の立場で討論する。6次の基本構想については町民の町に対する思い、たとえば人と人とのつながりとか自然の豊かさとか物を大切にしていってビジョンにしていくと、こういうところは本当にその通りだと思っている。アンケートというか調査の結果からも受け止められると思う。ただ、問題は先ほどの質疑の中で指摘をしているが、町民憲章を普遍的なものとして捉えて町民と行政の協力を非常に強く打ち出している。説明の中では誰一人取り残さないというSDGsの理念を述べているが、町民憲章そのものについてはそのことに触れているわけではなく、当時の思い、経緯ということでも強い違和感を覚える。暮らしを良くしていくとか、支えていくという視点がないのが問題だと感じている。2点目はこれも先ほどの質疑で指摘したが、学校施設の集約化に対してはここだけ具体的に言及されている。町のあり方にかかなり大きく影響していくと思う。あくまでも研究をするというような表現にとどめているが、議論がまだまだこれから深めていく必要があると思うので、このことが盛り込まれることで町のあり方を既定していくとなると、これも問題かなと思う。地球温暖化や少子化の中でもきちんと述べられているが、誰もが生き生きと豊かに暮らせるということでは、この「誰もが」というところが基本計画に重要な点だと思う。特に答申でも指摘されており高齢者と子どもが頭に浮かぶが、ジェンダーの問題も含まれてくるだろうし、障がい者の問題もここに含まれてくると思うので、そのへんは基本計画の中で進めていただきたい。

野地

私は賛成の立場で討論する。基本構想なので細かいことはうたわれていない。町民憲章もいろいろな指摘がある中で、まずは町民で

共有しましょうよというような表現だろうと思う。ここで議決がされたから、今後の反対ができなくなるとは全く思っていない。前期の計画後期の計画をしっかりと見ていき、毎年の予算決算には指摘事項があれば、きちんと反対していき指摘していく。そのへんはしっかりと計画を見据えていこうと考えている。

委員長

それでは、議案第 27 号を採決する。議案第 27 号を原案のとおり賛成の委員の挙手を求める。

(挙手多数)

挙手多数である。よって議案第 27 号は可決された。

閉会 15 : 34